

令和四年十月発行
行信学報第三十五号抜刷

玄智撰『考信録』七卷本の成立過程に関する一考察

西村慶哉

玄智撰『考信録』七巻本の成立過程に関する一考察

西村慶哉

はじめに

江戸中期に活躍した玄智（一七三四～一七九四）師は本願寺堂達（御堂衆）として名高く、さまざまな方面より本願寺の発展に貢献した西派碩学の一人である。安永三（一七七四）年、師が築地別院の輪番の時に筆を執った『考信録』は、浄土真宗における仏事などの由来について精緻な考証を施した典籍であり、現在においても真宗儀礼等を窺う上で欠かせない必読書となっている。しかし、『考信録』にはそのテキスト性について未詳の点が多く残されているながら、書誌面の検討がまだ十全とはいえない状態にある。すなわち『考信録』は、二巻本・五巻本・六巻本・七巻本といったように複数の形態が伝えられながらも、それらがいつどのタイミングで成立したのか、また諸本の中どれを善本として依拠すべきなのかが不確かなままに、『真宗全書』や『真宗史料集成』などに収載された翻刻テキストを用いながら研鑽が進められてきた。換言すれば、これまでの研究は、玄智師の意図が充分に反映されていないテキストによって『考信録』の思想を繙いてきた可能性があるということである。

このような問題意識の中、近年では特に①諸本で巻数（体裁）が相違している点、②成立過程（どのように増補改訂されていったのか）が未だ詳かでない点、の二点を注視しながらその究明が進められている。本稿の問題意識

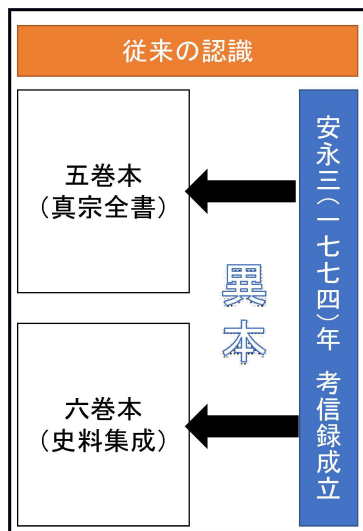
も、これらの視点の延長線上に位置するものであり、先行研究でいまだ未整理状態にある（七巻本）⁽⁴⁾ 諸本の成立過程や関係性について明らかにすることを目指す。これらを通して、（七巻本）諸本を対校させることで、『考信録』の成立過程がより鮮明に浮かび上がることを指摘したい。

また、本書の増補改訂の過程を細くことで、玄智師の思想変遷ひいては当時の本願寺が抱えていた問題などを明らかにする一助となることも期待されよう。

一、『考信録』の成立問題に関する成果と課題

まずは『考信録』の成立に関する近年の論考を概観し課題点を抽出するが、その前に本書の成立に関する従来の認識について触れておきたい。『考信録』は序文に「安永三年正月十一日」⁽²⁾の年紀が見えることと、現在多く流通する翻刻テキストが『真宗全書』に収載される五巻本もしくは『真宗史料集成』に収載される六巻本であることから、多くの文献において「安永三年一月十一日に成立した五巻本もしくは六巻本」であると紹介されてきた⁽³⁾。しかし、五巻本と六巻本はいかに異なるのか、もしくはどちらを善本として採用すべきなのか、そもそもどちらが先に成立したのか、といった書誌面での問題に関する検証は等閑に付されがちであった。五巻本と六巻本は体裁こそ異なるものの、その内容については大きく異なることも、検証が行われなかった要因かもしれない（以下、五巻本・六巻本を同系統本とみて、これらを総称する際は（六巻本）と表記する）。

対して『真宗全書』第六四巻収載本や『真宗史料集成』第九巻収載本（以下、「史料集成」）とも体裁・内容の

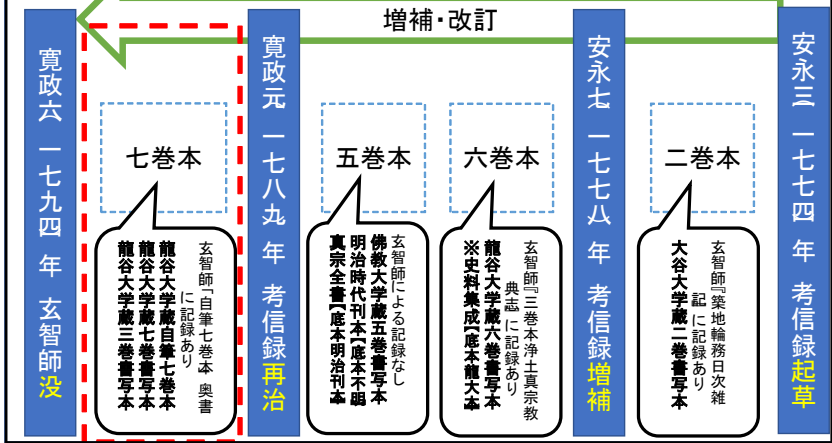


異なる（七巻本）や（二巻本）の存在に言及し、成立時期に段階があることを指摘した嚆矢は、『玄智余景』（慶証寺、一九九三年）である。『玄智余景』では、現存する『考信録』諸本や関連する記録を収集することで、その成立過程の解明を試みている。その中で、安永三年一月十一日が『考信録』の「起草年」であること、同年二月時点で『考信録』は二巻本であったことを記す『築地輪務日次雑記』の存在や、寛政元（一七八九）年に校正を施したという識語を持つ『考信録』を「自筆七巻本」と称して取り上げている。これにより『考信録』が、「安永三年一月十一日に成立した五巻本もしくは六巻本」という従来の認識を見直さねばならない契機を与えることとなった。

『玄智余景』の言及を承けて塚本一真氏他〔二〇二一⁴⁾〕は、従来の五巻本・六巻本の内容に再検討を行い、これらを安永三年の成立とすると内容に齟齬をきたすことを指摘している。その上で『考信録』は少なくとも（二巻本）↓（六巻本）↓（七巻本）との成立過程を経ており、従来の五巻本や六巻本を基礎テキストとして用いることに対して疑問を呈している。また、これらを承けて拙論〔二〇二一⁵⁾〕でも、『玄智余景』のいう「自筆七巻本」の書面について検討を行い、その特徴から当本は玄智師最晩年の思想を反映した書物である可能性を指摘した。

さらに塚本一真氏〔二〇二二⁶⁾〕は詳細な検討を加え、『考信録』には幾度となく増補改訂が繰り返されていることを指摘しつつ、その構成や内容から諸本を（二巻本）（第一期・安永三年）、五巻本・六巻本（第二期・安永七年）、（七巻本）（第三期・寛政元年）

近年の成果



と大別した上で、(第三期)である〈七巻本〉を『考信録』の最終的な形態と位置付けている。

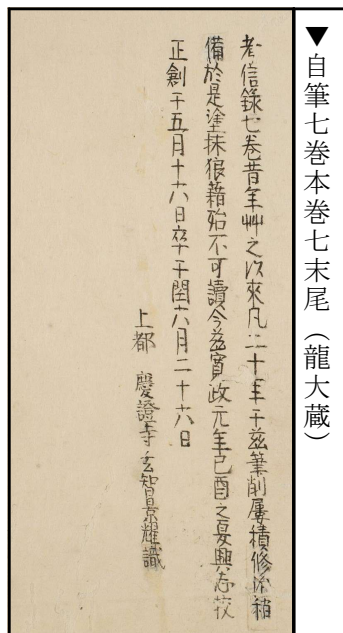
以上、『考信録』の成立についての先行研究および拙論を概観した。まず従来の認識では、『考信録』は「安永三年一月十一日に成立した五巻本もしくは六巻本」であり、その内容に大異のないこともあり、これらのいずれかが基礎テキストとして依用されてきた。しかし近年の研究成果によって、「安永三年一月十一日」は『考信録』起草の年であり、少なくとも寛政元年閏六月二十六日まで本書は幾度となく増補改訂が施されており、体裁も含めて大きく〈二巻本〉(第一期)↓〈六巻本〉(第二期)↓〈七巻本〉(第三期)との段階がある典籍であることが明らかになってきた。しかし、拙論を含めこれらの研究では〈七巻本〉を最終形態と位置付けつつも、〈七巻本〉そのもの自体は、現存するものでも三本あり、それぞれの成立順序や関係性について未だ十全な検討がなされていない。しかも、その三本を眺めると、それぞれ構成や内容に差異をみることができると、この差異について検討を加えることが本稿の趣旨である。

二、〈七巻本〉系統の諸本について

先述の通り（七巻本）系統の『考信録』は確認できるだけでも三本が現存しており、いずれも龍谷大学図書館に収蔵されている。以下にそれぞれの書誌的特徴を挙げておく。

①自筆七巻本（写本、請求記号：022-604-7）

▼自筆七巻本巻七末尾（龍大蔵）



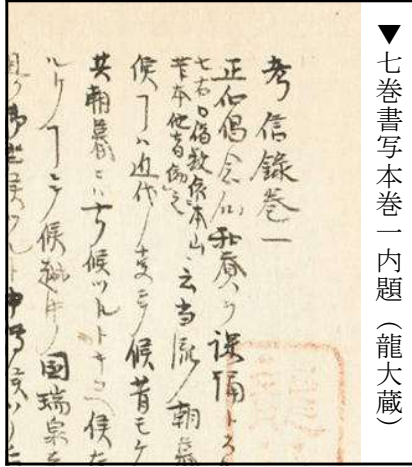
当本は文字の特徴や中書書きのような体裁、料紙に施された夥しい改訂の跡などから玄智師自筆の書である可能性が高く、先述（拙論「二〇二二」）のように玄智師最晩年の思想が反映されたものと推測される。また、本書は大規模な収録順序の変更や項目の追加・削除を行った跡が確認でき、五巻本・六巻本とは収録内容・順序が全く異なっており、さらに下の②③とも完全には一致しない。少し述べたが、当本巻七の末尾には、

考信録七巻、昔年草_レ之以來凡二十年、于_レ茲筆削屢積、修治稍備。於_レ是塗抹狼藉殆不_レ可_レ讀。今茲寛政元年己酉之夏興志校正創_二于五月十六日卒_二于閏六月二十六日_一。上都慶証寺 玄智景耀識⁽⁷⁾

との識語があり、寛政元年閏六月二十六日に校正を施したことが分かるが、塚本氏「二〇二二」が指摘するように、この年紀が当本の成立年ではなく、生涯をかけて増補改訂が繰り返されているのである。この点については後に詳述したい。

②七卷書写本（写本、請求記号：106-2-W-7）

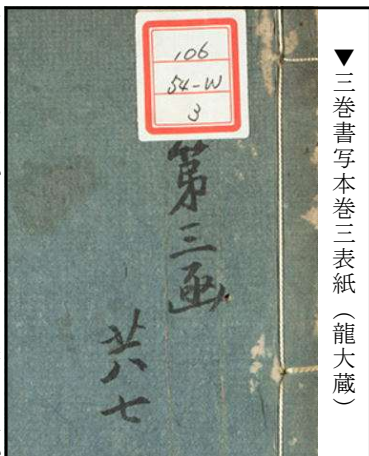
▼七卷書写本卷一内題（龍大蔵）



当本は、奥書・識語がなく書写者、書写年は定かではない。①自筆七卷本と同じく全七卷であるが、卷一、卷二については五卷本・六卷本に近い（表A参照）。卷三以降は、自筆七卷本とほぼ同内容であるが、本文への書き入れや収録内容に細かな相違が散見される。先に結論を言えば、当本は六卷本が現行①自筆七卷本に増補改訂されていく最中で書写されたものと思われる。また、本文中に項目名が挿入されているなど、書写者によるものと思われる書き入れも散見される。

③三巻書写本（写本、請求記号：106-54-W-3）

▼三巻書写本巻三表紙（龍大蔵）



当本も②七巻書写本と同じく奥書・識語がなく書写者、書写年は定かではない。当本は三巻より成るが、表紙右上に共通して「第三函／共七」（上記画像参照）との墨書があり、巻三までではあるものの、②七巻書写本ともほとんど同内容であることから、本来は七巻本であったと予想される。

このように、概して（七巻本）とはいっても、その構成や内容には既に相違が見られるのである。これは先行研究でも指摘するように、『考信録』が生涯を通して増補改訂を繰り返し返してきたことを端的に表すものであろう。しかしここで一つ疑問が浮かび上がる。それは、①自筆七巻本の識語が示す、「寛政元年閏六月十六日」の校正とは、

（Ⅰ）（六巻本）から（七巻本）への改訂作業

（Ⅱ）②③両書写本の「巻一、巻二」から①自筆七巻本「巻一、巻二」への改訂作業

のどちらを意味しているのか、という点である。この疑問を解決するためにも、（七巻本）それぞれの関係性を明らかにする必要がある。

三、「七巻書写本」および「三巻書写本」の構成と註記について

次に、〈七巻本〉における構成面の相違を検討する。前項において②七巻書写本と③三巻書写本は、「ほとんど同内容」と述べたが、巻一、巻二の収録内容は〈六巻本〉とも近似しており、『考信録』の成立過程に示唆を与える特徴を有している。この点について、(1) 目次の異同、および(2) 本文中の上欄註記より検討を加えたい。

(1) 目次の異同

『考信録』は、各巻の冒頭部分に収録内容を記した目次を配置している。いま〈七巻本〉の目次を対照すると以下の通りである。なお、表中の③三巻書写本目次において数字が付されている項目には網掛け、その中で②七巻書写本にも配置されている項目には網掛け四角、他本に見えない項目には傍線を付した⁸⁾。

(表A) 〈七巻本〉巻一、巻二対照表

③三巻書写本	②七巻書写本	①自筆七巻本
正信念仏和賛、五帖消息、法談説法、 改悔文、漢音小経、甲念仏合殺、 (六二) 吳漢両音、句読(七)、南無、 慶讚小経、毎朔宗主調声(三)、六時礼賛、	正信念仏和賛、五帖消息、法談説法、 改悔文、漢音小経、(略々)、甲念仏 合殺、吳漢両音、句頭、南无、 慶賛小経、六時礼賛、(略々)	像寺権興、 諸民仏舎、 勅崇浄土、 真宗仏像、

一 卷

<p>名称、花押(六)、別号、法名(四)、葬式、</p> <p>奉仏供式、齋非時(四)、仏餉(四)、昼点仏灯(四)、滅仏灯法(四)、輪灯(四)、打敷(四)、膝突(四)、鶴亀燭台(四)、花束(四)、供華(四)、鑿(四)、厨子、梵楽(四)、臥頭輪仏(四)、禁壳仏像、合掌礼拝(四)、早引、避鬼門、門内牆、仏殿不北向、宗主、寺官、香部屋、本寺本山末寺(三)、影堂大於本堂、開山(三)、龍谷、宗名、公侯不属真宗(三)、不遮屠者、門徒(三)、手次、道場、袈裟(四)、直裾(四)、横帔(四)、法服純色(四)、紫服(四)、輪袈裟(四)、修多羅(四)、数珠(四)、桧扇中啓(四)、弘子(四)、鳥、曲録、巾箱、角盥、仏具名目、漢籍雅称</p>	<p>名称、別号、法名、葬式、</p> <p>滅仏灯法、昼点仏灯、厨子、禁壳仏像、早引、避鬼門、門内牆、仏殿不北向、寺官、香部屋、三法印、影堂大於本堂、龍谷、宗名、道場、典録、巾箱、角盥、仏具名目、漢籍雅称</p>	<p>開眼慶賛、修補故像、拭拭、配享諸像、本尊印契、殿堂東向、本堂祖殿、香房閉軸、築立牆、牆□良隅、三年塞、寺道場、経藏、黄卷赤軸、読經多由</p>
---	--	---

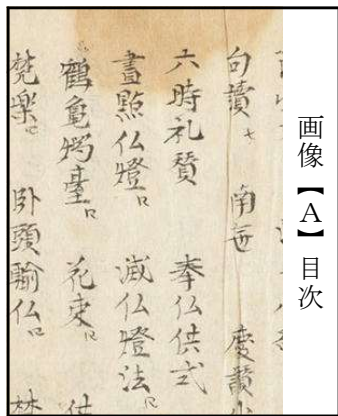
二 卷

<p> 寿像、墓所、修薦、修齋、誕節(七)、齋供、 読経、 受食、酒肉、殺生、永代経、歳首忌避、 彼岸会(三)、盆会(三)、 俗不読経、借字紙(四)、舌々、諸誦文本拠(五)、 具在前(七)、坊主(五)、新発意(五)、 禅門(五)、出世(六)、山号院号、月大小(六)、 修仏像、 出生飯(四)、忍諍(六)、五劫思惟弥陀、 水火恩(七)、諸悪莫作(五)、三帰発願、 三国類事、无獄寿量相違、劫石、五障三従、 難有(七)、裸形拜趨、五師(七)、古皇奉法、 開講解講、弱年(七)、有脚経司、燭何挺、本書、 支証(七)、難題(七)、宗祖一枚起請(五)、 神棚祓、拜神、除災札、十悪墮三途、三途次第、 諸宗両門本支(六)、堂達(五)、綱所(五)、 坊守(五)、殿様(七)、已上(七) </p>	<p> 寿像、墓所、修薦、修齋、齋供、 読経、 受食、酒肉、殺生、永代経、 俗不読経、借字紙、舌々、 山号院号、 修仏像、 五障三従、 裸形拜趨、古皇奉法、 開講解講、有脚経詞、燭何挺、本書、 除災札、十悪墮三途、三途次第 </p>	<p> 吳漢音読、 漢音小経、 俗不読経、 誦前読経、 正信偈和讃、 礼讃、 御文法談、 課誦式、 回向文、 聖教相伝 </p>
---	--	--

単純な見た目だけで判断すれば、巻一、巻二の目録は③三巻書写本↓②七巻書写本↓①自筆七巻本の順に減少しており、自筆七巻本に至っては、いくつか重複する項目も残されているものの、全く異なる構成となっていることがわかる⁹⁾。①自筆七巻本については後述するとして、今は上段と中段の②③両書写本に注目したい。

上段の③三巻書写本を見ると、いくつかの相違は認められつつも基本的には(第二期)に位置する(六巻本)と同構成である。ただし、**網掛け**で示した項目の上下に小さく(三)〜(七)の番号が記入されているのが目に留ま

画像【A】目次



る。この番号は(七巻本)の巻三〜巻七に対応しており、例えば巻一(二丁右)にある「句読【七】」(上記画像【A】参照)は、①自筆七巻本や②七巻書写本では巻七に収録されている。このように③三巻書写本では、重複する項目について多く連絡を付していることを特徴として挙げることができる。

ただし、①自筆七巻本では巻二に収録されている「正信偈和讃」や「漢音小經」については連絡が付されておらず、また巻三に収録される「彼岸会」や「盆会」などの目次については(二)の連絡が付されている(巻三・一丁右)。

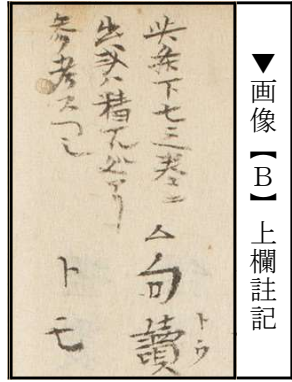
「彼岸会」や「盆会」が巻二に収録されているのは②③両書写本や(六巻本)

であり、①自筆七巻本では勿論、巻三に収録されている。すなわち、③三巻書写本の「巻三目次」では、②③両書本や(六巻本)の巻一、巻二との連絡が付されているものの、①自筆七巻本の巻一、巻二については想定されていないことが窺える。

もちろんこれらの連絡は書写者等による後年の書き入れの可能性もあるが、少なくとも③三巻書写本は(七巻本)(さらに言えば「巻三」〜「巻七」)の存在を認識した上で写されていると見なければならぬ。

一方で中段の②七巻書写本に注目すると、**網掛け**で囲っていた重複項目のほとんどが収録されていないことが分かる。ただし「吳漢両音」など、いまだに後ろの巻と重複する項目も残されており、やや未整理の印象を受ける。

(2) 本文中の上欄註記



さらに**網掛け**項目の本文を訪ねてみると、特徴的な上欄註記を見ることができ。例えば、「句読」(上記画像【B】)〈③三巻書写本巻一・一八丁左〉、及び後掲の画像【C】参照)では、文の上欄に「此条七之巻ニ出……」として参考を促す註記をみることができる。これらは明らかに〈七巻本〉の巻三以降への連絡を示すものである。以下に列挙する。

(表B) 本文の上欄註記

項目名	③三巻書写本上欄註記	②七巻書写本上欄註記
句読	此条下七之巻ニ出或ハ精ナル処アリ参考スベシ (巻一・一八丁左)	此条下七ノ巻ニ出或ハ精ナル処アリ参考 スベシ(巻一・一二丁右)
每朔宗主調声	三之巻精之(巻一・二六丁右)	
花押	此条下六二書精也(巻二・四丁右)	

具在前	七ニアリ(巻二・三八丁左)	
坊主	此条五之巻精也(巻二・三九丁右)	
新発意	又同(巻二・三九丁右)	
禪門	又同(巻二・三九丁左)	
出世	六二出精也(巻二・四〇丁右)	
月大小	六二出(巻二・四一丁右)	
忍諍	六二出(巻二・四二丁左)	
五劫思惟弥陀	此条六二参考スベシ(巻二・四三丁左)	

これらの上欄註記はいずれも、(七巻本)の巻三以降の項目に対応しており、「精也」や「参考スベシ」等の文
 言が見られる。比較して最も分かり易い例が、「毎朔宗主調声」の項目である。まず、③三巻書写本「巻一」の本
 文は(六巻本)ともほぼ同文であるが、文頭に「三之巻精之」と上欄註記されている。そこで(七巻本)の巻三を
 見てみると、「諸宗主前焚香」との項目の中に当該文をさらに精査したのであるう文を見ることが出来る。両者を比
 較すれば左記の通りである。

③三巻書写本・六巻本⁽¹⁰⁾、巻一「毎朔宗主調声」

毎月朔日。祖山本堂ニテ宗主親ク晨課ノ調声シタマヘル
 八月ノ初メナルヲ以テ一月中ノ総代トスルノ義ナルニ

(七巻本)巻三「諸宗主前焚香」

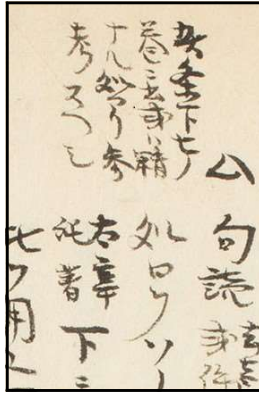
毎月朔日。本堂ノ晨課ニハ宗主必ズ調声シ給フハ一月ノ初
 メナルヲ以テ一月三十中ノ総代トスルノ義ナルベシ。梁武

ヤ。梁武帝『孝恩賦』序云。「不_レ能_レ得_レ朝夕侍_レ食。唯
有_三朔望親奉_三饋奠_二」〔広弘明集卅ノ七ノ八紙引之〕マタ
准例スベシ。(③巻一・二六丁右_く左ノ四五二頁上)

帝『孝恩賦』序云。「不_レ能_レ得_レ朝夕侍_レ食。唯有_三朔望親奉_三
饋奠_二」〔広弘明集ノ三十云云〕。朔望ハ半月ノ初メナリ……
(①巻三・三三丁左ノ②巻三・三三丁右_く左ノ③巻三・四丁右)

まず、上段③三巻書写本(巻二)の文言は、六巻本とほぼ同文である。その上で、下段の①②③(七巻本)巻三と比較してみると、若干の文言の相違と増補が確認できる。すなわち、これらの上欄註記について、巻数は(七巻本)との対応関係を示していることと、「精也」とは本文が増補や改訂された後の状態であることを表していることがわかる。

▼画像【C】上欄註記



目次の註記とは異なりこれらの上欄註記は、②七巻書写本でも「句説」の一箇所(上記画像【C】、巻一・一二丁左)だが確認することができる。実は、これら註記は真宗全書本やその底本である明治時代刊本などの、(七巻本)以外の諸本にも翻刻されている¹¹⁾。つまり、これらの上欄註記は書写者が便宜を図って加えたものではなく、少なくとも書写原本に既に付されていたものと思われるべきであろう。また、これらの註記を見渡す限り、①自筆七巻本にある「巻一・巻二」への連絡は無い。やはり②③両書写本は、その註記より①自

筆七巻本の「巻一・巻二」が想定されていないことが窺える。このことは、(六巻本)から(七巻本)への改訂は、「巻三_く巻七」↓「巻一・巻二」の順に行われたことを示すものと考えなければならない。

以上のことから、②七巻本書写本と③三巻本書写本は、(六巻本)から①自筆七巻本への改訂過程で書写された

ものであると推測できる。ただし両本の関係性については、

(I) ③が先／②が後 …… 原本が重複項目を削除した後に②を書写

(II) ②③ほぼ同時期に成立 …… 原本のママ書写Ⅱ③／原本の重複を避けて書写Ⅱ②

の両方の可能性を否定できない。では、②③両書写本から①自筆七巻本への改訂はいつ頃であろうか。本文中の年紀に着目しつつ、章を変えて論じたい。

四、自筆七巻本の改訂時期

前章では主に構成面より〈七巻本〉成立過程について考察してきたが、ここでは本文を中心に〈七巻本〉の成立過程、特に①自筆七巻本の改訂時期に迫りたい。ただし、③三巻書写本は冊数の都合もあり、成立年代を検討する有用な記述に乏しい。従って、①自筆七巻本と②七巻書写本との比較が中心となることをあらかじめ断っておきたい。

(一) 〈六巻本〉↓②③書写本↓①自筆七巻本の改訂過程について

②③両書写本が改訂過程の書写であることについて、本文の異同の上から再度検討してみよう。まず、諸本間に

における「治定」（六卷本）卷三、（七卷本）卷七）の項の異同を検討したい。

六卷本	②七卷書写本	①自筆七卷本
治定ノ字ハ札記ニ出タリ：波及火急等ノ語例ニ同ジ。牽強ノ説ヲナスベカラズ。	治定ノ字ハ札記ニ出タリ：波及火急等ノ語例ニ同ジ。牽強ノ説ヲナスベカラズ。A「輔行一	治定ノ字ハ札記ニ出タリ：波及火急等ノ語例ニ同ジ。牽強ノ説ヲナスベカラズ。A「輔行一」 去即再治定之正意也ノコレハ修治校定ノ義ナリ」
(五二七頁上)	「二ノ左」云即也コレハ修治ノ再治定之正意校定ノ義也	(卷七・一二丁右ノ左)
	B 止観弘決「二ノ左」云「即再治定之意也」又 統紀六「十ノ五」云「章安治定」是ハ修治校訂ノ義	ナ□ (卷七・一四丁右)

ここでは明確に（六卷本）から②七卷書写本、①自筆七卷本への改訂過程が看取できる。まず六卷本（③三卷書写本に無し）では、「牽強ノ説ヲナスベカラズ」と文を結ぶが、②七卷書写本では「A 輔行一……」との一文が増補されている。更に①自筆七卷本を見ると、②七卷書写本で増補された一文Aがまるまる抹消⁽¹²⁾され、その上より貼紙して現行の文章Bに改められている。③三卷書写本に当該箇所は無いものの、①自筆七卷本の改訂前の状態を書写するものが②七卷書写本であることが窺える。

また、先に挙げた上欄註記の中、「五劫思惟弥陀（七卷本）では「出山釈迦」」の項を見ると、

③三卷書写本（六卷本）ほぼ同文

①自筆七卷本 ②七卷書写本ほぼ同文

出山ノ釈迦ノ像トテ憔悴ノ容ニ模セルモノヨリ准擬シテ造レルナラン。

『北本涅槃』上二曰……

③巻三・四四丁右／四九三頁下

出山ノ釈迦ノ像ニ准擬セルナラン「寛政元年春大坂天王寺境内一心寺ノ開帖ニハ五劫思惟ノミダ像トテ面貌螺髪マデモ浮腫シテ見苦シキ像ヲ出シテ披露セリ羸瘦ノ身ノ反也……」

①巻六・四九丁左／②巻六・四六丁右

と、五劫思惟の阿弥陀仏像に関して、割書にて「寛政元年春」の年紀を追加している。以前指摘した⁽¹³⁾ように、現存する〈六巻本〉に見える年紀の記述はその四年前の「天明五（一七八五）年」が下限である。年紀からみても、〈六巻本〉が書写された以降に、〈七巻本〉では新たな情報を追加していることがわかる。

以上のように、〈六巻本〉から天明五年以降の情報を加えつつ、増補改訂されているのが〈七巻本〉であり、その中でも①自筆七巻本はもともと増補改訂が加えられた書物であることが書面の比較や年紀によって見て取れるのである。

（二）〈七巻本〉の「再校」と「改訂」について

では、②③両書写本はいつ頃の状態を書写したものであり、①自筆七巻本はいつ頃まで改訂が繰り返された書物なのか、その年紀より検討してみたい。

まず、①自筆七卷本及び②七卷書写本の巻七にある「京大仏像」に注目したい。この中で玄智師は、「大仏の入目定」という書状を転記した後に、

本紙在富小路街徳正寺。寛政元年七月三日写レ之。(①巻七・四二丁左／②巻七・三九丁左)

と、「寛政元年七月」にこれを写したと記している。先述の通り、①自筆七卷本は寛政元年の閏六月に本書を再校したと識語にあるので、②七卷書写本は少なくとも「再校」を施した後の状態を書写したことになる。すなわち①自筆七卷本の「再校」とは、(六巻本) ↓ ②③両書写本のような体裁への増補改訂を指すもので、この時点で現行①自筆七卷本のような「巻一」「巻二」の「改訂」は施されていないかかったと考えられる。

また、(七巻本)巻六では、「氏神祭」が西本願寺を通過する際に行う式典について述べる中で、師は「寛政元年四月五日式不肖親見⁽¹⁴⁾之」と、寛政元年の四月五日に直接この式典を見たことを記しているが、①自筆七巻本では加えて「寛政二年ノ祭ニハコノ式ナシ」と上欄註記している。この註記は文献に依拠したものでなく、師が直接見聞したものを書き留めたものであるから、氏神祭が開催されたであろう寛政二年の四月頃(遅くとも翌三年四月頃の氏神祭まで)には追記されていたのではないかと思われる。そして、②七卷書写本がこの上欄註記を有していないことに鑑みれば、②③両書写本は寛政元年七月三日を上限としつつも、おおよそ寛政二年の四月頃(遅くとも翌年の四月頃)には書写されたのではないかと推測される。

次に、①自筆七巻本の「改訂」について年紀より考察したい。先述のように①自筆七巻本には、②七卷書写本の下限である寛政元年七月三日以降の年紀が散見されるが、その中で最も新しい年紀は、巻一「配享諸像」の、

寛政三年辛亥六月廿九日ノ晨、火番広瀬権右衛門者入_二祖殿_一、奪_二祖像_一、右手_ト数珠_ト、而出。已而復還_レ本下_二令寺_一、寺内_一報_三告其無_二異変_一……（巻一・一五丁右）

だと思われる。すなわち、①自筆七巻本は、少なくとも寛政三（一七九一）年六月二十九日まで改訂を施していることがわかる。また、「寛政三年」という年紀は他巻に見ることができず、この点も「巻一・巻二」が「巻三」巻「七」より後に改訂されたことの証左となるであろう。

おわりに

以上、『考信録』の成立過程について、（第三期）に位置する（七巻本）の比較を中心に検討を加えてきた。その結果、以下のことが指摘できよう。

諸本における目次や年紀の異同をみる限り、『考信録』は、

（六巻本）↓（①自筆七巻本再校）↓③三巻書写本↓②七巻書写本↓①自筆七巻本改訂（現行本）

の順序で成立したものと思われる。ただし、③三巻書写本と②七巻書写本は、現存史料を見る限り同時期の成立の可能性も捨てきれない。

まず、①自筆七巻本の識語にある「寛政元年閏六月二十六日」の「再校」というのは、「六巻本」から「七巻本」への校正であったと考えられる。ただし、この時点では「巻一・巻二」は①自筆七巻本のような状態ではなく、②③両書写本のような（六巻本）に近い構成であったと考えられる。このことは、②七巻書写本が「再校」後である「寛政元年七月三日」を有していることから首肯できよう。換言すれば、①自筆七巻本における「巻一・巻二」の改訂は、寛政元年七月三日以降であったと見なければならぬ。すなわち、①自筆七巻本は、「再校」以降も玄智師によって改訂が加えられて続けられ、その手は少なくとも示寂三年前の「寛政三年六月二十九日」まで止むことがなかった。安永三年に起草された『考信録』は、まさに宗祖坂東本を彷彿とさせる玄智師畢生の大著であったと評せざるを得ないのである。

以上、『考信録』諸本のなか、〈七巻本〉それぞれの関係性について論じてきた。今後は〈七巻本〉の異同を詳細に比較することで、『考信録』がいかにも増補改訂されていたのか、その過程がより鮮明となることが期待される。

【附記】

本稿は、浄土真宗本願寺派総合研究所儀礼部門基礎研究会における成果の一部である。

また小論の執筆にあたり、龍谷大学大宮図書館の大木彰氏には格別の御高配を賜りました。衷心より感謝申し上げます。

(註)

- (1) 以下、複数の文献を指す総称を指す際は「 \langle 」を、特定の文献を指す際は「 \square 」を用いた。
- (2) 例えば「史料集成」では「安永三年〔甲ノ午〕歳正月十一日 玄智景耀書于江府築地省所」(九・四四一頁上)と序文末尾に記されている。なお、諸本によつては序文に「明和四年」の年紀が記されているものもあるが、後述するように玄智師自身が本書の起筆年を「安永三年」と記しているため、この年紀は直ちには信賴しがたい。
- (3) この点については塚本一真・溪英俊・西村慶哉『考信録』の成立と本文に関する問題点(『浄土真宗総合研究』一四、二〇二二)に詳しい。
- (4) 塚本一真・溪英俊・西村慶哉『考信録』の成立と本文に関する問題点(『浄土真宗総合研究』一四、二〇二二年)。
- (5) 西村慶哉「玄智撰『考信録』七巻本の特徴について」(『真宗学』一四三・一四四、二〇二二年)。
- (6) 塚本一真『考信録』の増補改訂について(『真宗研究』六六、二〇二二年)。
- (7) 引用文献についての凡例は以下の通り。
 - ・ 読解の便を図り、字体は基本的に新字通行体とした。また句読点・括弧等の約物や傍線類を私に付し、返点は現行のものにあらためた。
 - ・ 引用文中の細字は「 \square 」、改行位置は \diagup 、湮滅箇所は \square 、中略は \dots 、後略は \dots で示した。また鬼せ消ちは抹消、文字囲みは貼紙による訂記を示す。
- (8) なお、目次の右傍に「ナシ」と註記されているものは、本文中に記載のない目次である。本稿では論旨に関わらないため言及はしていない。
- (9) ただし七巻目筆本の項目は、(六巻本)における項目を合体もしくは分割しているものが多く、単純に項目名が相違しても、

内容は〈六卷本〉と重複するものも少なくない。今は単純な見た目の相違のみの指摘に止め、内容の詳細については別の機会に論じたい。

(10) 以下、「六卷本」として引用する文面は龍大蔵本に拠り、出典は利便性を考慮して、当本を底本に翻刻している『真宗史料集成』巻九巻のものを頁数のみ記した。

(11) 例えば、「坊主」の項をみると真宗全書の本文には「坊主ト云ハ〔冠…此条五之巻精也〕」（『真全』六四・六三頁上）とあり、明治二十年刊本では上欄に「此条五之巻精也」（巻二・三七丁左）とある。ちなみに、大谷大学蔵の二巻本（請求記号…宗大 1804）にも「巻五典拠部二見ユ」（巻二・四二丁右）など、今と内容は異なるもの（〈七巻本〉を参照したであろう註記を見ることができ）る。

(12) ①自筆七巻本と②七巻書写本のA箇所（A）の文言は相違しているように見えるが、恐らく②七巻書写本が①自筆七巻本を誤写している（正しくは「〔**1**輔行一〔二／左〕云即**2**再治定之正意也。／**3**コレハ修治**4**校定ノ義ナリ。〕」と、「〔**1** **2**／**3** **4**〕」とある割書を②七巻書写本の書写者は「〔**1**／**3**〕」、「**2**／**4**〕」という連続する割書と見て書写したと推測される。そのため今は①②のAは同文と判断した。

(13) 塚本一真氏他「二〇二一」一一五頁参照。

(14) ①自筆七巻本巻六・三四丁右、②七巻書写本巻六・三二丁左。